

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

平成二十五年埼玉県告示第千百六十六号（食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品）の一部を次のように改正し、令和二年六月一日から施行する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示文中「別表第一第一号ハ及び」を削る。